

## 提出内容

受付番号	201305010000097929
提出日時	2013年05月01日14時06分

案件番号	495130014
案件名	「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」に関する意見の募集について
所管府省・部局名等	厚生労働省医薬食品局総務課 電話:03-5253-1111(内線4212)
意見・情報受付開始日	2013年04月15日
意見・情報受付締切日	2013年05月14日

郵便番号	861-2201
住所	熊本県上益城郡益城町寺中1363-1
氏名	全国伝統薬連絡協議会(会長 井原正登)
連絡先電話番号	080-4135-4294
連絡先メールアドレス	kyougikai@saishunkan.co.jp

提出意見	<p>概要のうち 1 薬局等が存在しない離島に居住する者に対して郵便等販売を行う場合 2 改正省令の施行前に購入した第2類医薬品等と同一の医薬品を改正省令の施行時に継続して使用していると認められる者に対して、郵便等販売を行う場合</p> <p>1, 2を改め、次の内容とする。</p> <p>薬局等での対面販売を求めず、第2類医薬品についての郵便等販売を求めてきた者に対して、郵便等販売を行う場合</p> <p>改正内容のうち 「現在、平成25年5月31日まで認められている離島居住者及び継続使用者に関する郵便等販売の経過措置を、平成25年12月31日まで延長する(薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)附則第23条から第31条まで関係)」</p> <p>を次のように改める。 「現在、平成25年5月31日まで認められている離島居住者及び継続使用者に関する郵便等販売の経過措置について、対象者を「薬局等での対面販売を求めず、第2類医薬品についての郵便等販売を求めてきた者」に改め、延長期限は、原則として平成25年12月31日までとする(薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)附則第23条から第31条まで関係)」</p> <p>理由：離島居住者及び継続使用者への経過措置だけでは、身体的理由で外出困難な人等は、新規に伝統薬を電話等で購入できないばかりでなく、伝統薬愛用者の中には、入手できないことにより病状が悪化する人も出てくるので、これ以上、生活者が困窮する事態を生じないよう、早急に改善する必要がある。伝統薬会社も、新規顧客を確保できないために、経営困難に陥り雇用問題が発生すること等も危惧されるので、新規顧客を確保していくことが必至である。</p> <p>また、従来の内容のまま期間を延長する経過措置では、最高裁で「改正省令による一律禁止規制は法律の委任の範囲を超えており無効である」との判決を受けて勝訴した2社だけが省令の規制を受けず新規顧客の獲得が可能となり、販売において不公平が生じることとなる。そして、販売格差を是認する経過措置延長が6月に施行されたことに対して訴訟を起こされると、「一票の格差」の違憲をもとに先の衆院選挙の結果に対して、無効訴訟の一審判決が約3カ月で出されたことから見ても、9月か10月に違法判決が出されるのが、充分想定される。このような事態を回避する内容の経過措置とすべきである。</p> <p>特に、「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」において、新ルール案が早期に取りまとめられることが第一であるが、新ルール案が決まっても、そのルールが施行されるまでは、かなりの期間を要すると思われるので、関係企業を含めて全ての生活者を救済できるよう、本改正省令における事前の措置が必要である。</p>
------	---